

第3章

小学校・中学校・義務教育学校の 指導事例



令和7(2025)年度人権に関する作品コンクール
イラストの部 入賞作品
『おもてなし』
栃木市立栃木東中学校 石塚 夢翔 さん

家庭での仕事の分担を考えよう

小学校第5学年 家庭科

(人権課題)

女性

指導事例の説明

「男だから」、「女だから」といった性別役割分担意識を見直す動きが広まっており、家庭での仕事を分担する必要性の理解が深まってきています。しかし、未だに女性に関する人権課題として「家庭の仕事の偏り」が挙げられています。そこで、本事例では、個人の能力や希望に応じた生き方を尊重する考え方を育てながら、性別役割分担意識にとらわれず、よりよい判断を行いながら家事を協力して行うことができるようにすることをねらいとしています。授業の際には、多様な家族形態があることを踏まえた配慮が必要です。

※本事例は、小学校学習指導要領家庭科「A 家族・家庭生活」における「(1) 自分の成長と家族・家庭生活」のA及び「(2) 家庭生活と仕事」のA、イにあたります。

本時の目標

- ・ 家庭には、家庭生活を支える仕事があり、互いに協力し分担する必要があることについて理解し、自分ができる生活を支える家庭の仕事の計画を考えることができる。

人権教育の視点

- ・ 家庭の仕事はいつ誰がやっているのか調べて振り返るとともに、国の統計資料を確認することで、家庭の仕事に不平等が多いことや家族で仕事を分担する大切さに気付くことができる。(知性)
- ・ 個人の能力や希望を尊重して、自分ができる家事について考え、性別役割分担意識にとらわれずに判断することができる。(判断力)

生かしたい児童

※本事例における「生かしたい児童」の文末にある【知性】、【判断力】は、「人権教育の視点」との一貫性をもたせるとい趣旨のもと記載しています。指導案作成の際に記載の必要はありません。

- ・ 児童Aは集団での学習においても、自分の考えをしっかりとつとめることができる。家事分担の平等な状態についての考えなどを、話し合う活動の際にクラス全体に広め、他の児童が学習内容への理解を深めるきっかけとしたい。【知性】
- ・ 児童Bは家事に対する関心が高く、積極的に課題に取り組もうとする。取り組むべき自分の役割を考える際に、意見を取り上げて全体に共有することで、偏見をもたず、自分はどのようなことができるか考え、判断できるようにしたい。【判断力】

人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント

本時では、家事の分担をする際に、個人の能力や希望を尊重して自分ができる家事を考え、家族全員で家庭生活を支えることの大切さに気付かせることを目指します。その上で、中学生の目標にある「人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付く」ことにつなげるため、資料①と資料②の読み取りをとおして、課題を見出したり、男女共同参画の歴史から互いに尊重し合い共存を図ることの重要性に気付かせたりすることが大切です。

また、自分にできることを考える活動を取り入れることで、人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲と態度の育成につなげます。

展開

このような特性のある児童生徒、いませんか？
【集中力が持続しないため、活動への関心を保つことが難しい】

特別支援教育の視点を
踏まえた支援

	学習活動	・指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	資料・準備物
導入	1 自分の家庭で誰がどんな家庭の仕事をしているかを振り返る。 2 本時のめあてを知る。 自分ができる家庭の仕事の実践計画を立てよう。	<ul style="list-style-type: none"> 事前に調査したアンケートを基に、児童が取り組んでいる家事について振り返る。(※アンケート例参照) アンケートで出た家事も含めて、「食べることに関係すること」、「着ることに関係すること」、「住まいのことに関係すること」、「そのほか」の四つに分類する。 既習事項を本時の内容に生かしていくことを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート ワークシート
展開	3 家事分担の状況について、資料を見ながら話し合う。 (1)グループで考えを出し合う。 (2)家事の分担における課題を学級全体で共有する。 4 自分ができる家庭の仕事を考え、計画を立てる。 (1)個人で考える。 (2)計画した仕事の内容について、グループで話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ◎「男は仕事、女は家事」という女性に対する差別があったこと、その差別により不利益を受けた(受ける)方がいたという事実を押さえる。(知性) ◎家事の分担について、自分にも無意識の思い込みがあるかもしれないと捉え、性別関係なく家族で協力することの必要性について、自分事として考えられるようにする。 ◎各家庭によって家事の内容は様々であることに触れる。 ◎女性の社会進出のために「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」等、法や制度が整備されてきたことだけでなく、一人一人の意識の向上や行動によって差別解消につながっていくことを理解できるようにする。 ◎家庭の仕事を改めて振り返り、その中から自分一人でも継続して取り組めそうな仕事を考えさせる。(判断力) ◎仕事の方法や手順について、自分なりの工夫を考えられるようにする。 ◎グループ内で検討したりアドバイスをし合ったりすることで、さらに計画を充実させられるようにする。 ◎お互いの考えの良いところを認め合えるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料① 拡大掲示物(大型モニター) 資料②
ふりかえり	5 本時の学習をまとめ、振り返る。	<ul style="list-style-type: none"> 本時で計画した内容を実践することを伝える。 家庭における協力の大切さを確認し、意欲的に実践できるようにする。 	

学習の流れを揭示し、視覚的な理解をしやすいように配慮することで、見通しをもつことができます。

文字やイラストの「家事カード」を準備し、クイズ形式で分類ゲームなどを取り入れることで、関心を高めることが期待できます。

四つの分類を、視覚的に分かりやすい図や板書で示すと視覚的に分かりやすくなります。

グループで話し合う内容や注意点を、板書やカードで視覚的に分かりやすくしたり、いつでも確かめられるようにしたりすると分かりやすくなります。

自分ができる仕事に○やシールなどの印を付けて、考えたり意思を伝えたりしやすくしましょう。

それぞれの意見をモニターやタブレット、ホワイトボードなどに視覚的に分かりやすく示して共有し、互いに認め合う時間をもちましょう。

枠は、共感的理解及び明るい展望について示しています。

5年 家庭科 アンケート例

年 組 番 氏名 ()

- 家の中の仕事にはどんなものがあるか、それをだれがやっているのか、例を参考に書き出してみましょう。

例：料理をつくる。(母)

めあて

1. 家の中の仕事を仲間分けしてみましょう。

「食べること」に関係すること	「着ること」に関係すること
「住まいのこと」に関係すること	「そのほか」

2. 資料をもとに、家の中の仕事について考えて書きましょう。

3. 家の中の仕事で、自分が工夫できそうな仕事をさがしてみましょう。

取り組んだら家の人にサインをもらおう。

仕事	工夫すること	サイン

※友達からのアドバイスは、赤色で書き足しましょう。

4. ふりかえりをしましょう。

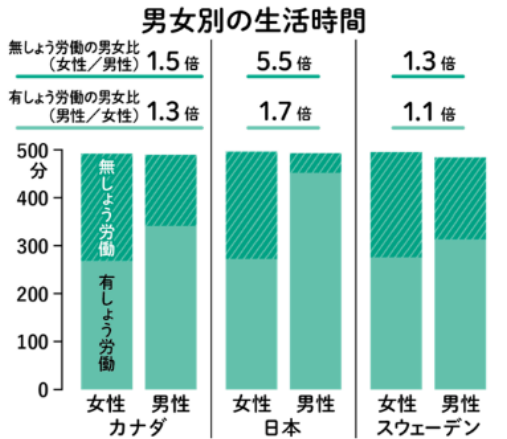
- ・思いこみによる仕事のかたよりについてどう思ったかな？
- ・自分ができる家庭の仕事について考えられたかな？

5. 仕事をやってみて、どんな発見や気づきがありましたか。ふりかえりをしましょう。
(5. については、後日記入します。)

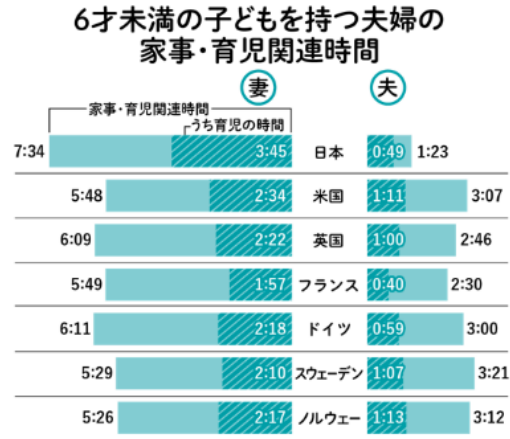


資料①【小学生向け教材（高学年）】

この2つのグラフから 分かることはありますか？



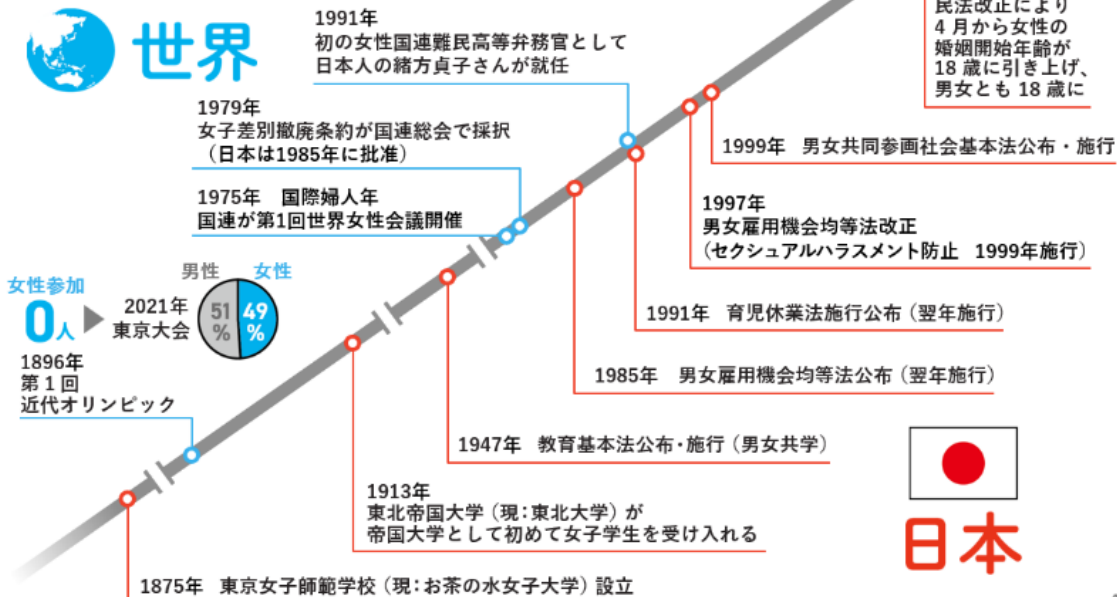
出典) 内閣府「男女共同参画白書(令和2年版)」に基づき作成
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/column/clm_01.html



出典) 内閣府「男女共同参画白書(令和2年版)」に基づき作成
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/column/clm_01.html

資料②【中学生向け教材】

男女共同参画の 歴史





令和7(2025)年度人権に関する作品コンクール
イラストの部 入賞作品
『きいろいろの絆』
宇都宮文星女子高等学校 小島 夏海 さん

「こどもの人権」について考えよう

小学校第5学年 学級活動(2)イ

(人権課題)

こども

指導事例の説明

令和5(2023)年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。この法律は、日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」(※展開においては、「子どもの権利条約」と記載)の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

本事例では、「児童の権利に関する条約」を基に、自分も他人も大切な権利をもっていることに気付くとともに、互いの人権を尊重し、一人一人が大切にされ、みんなが安心して生活できる学級を築いていこうとする力を育成する内容となっています。

また、第6学年の社会科と関連付けたり、各自治体における関係機関等と連携したりすることで、こどもの人権についての理解を促す授業展開も考えられます。

※本事例は、小学校学習指導要領特別活動「(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の「イ よりよい人間関係の形成」にあたります。

本時の目標

- ・ 「児童の権利に関する条約」の内容を知るとともに、級友の意見(思いや願い)を理解し、みんなが安心して生活できる学級にするために自分にできることを考えることができる。

人権教育の視点

- ・ 私たちには生まれながらに幸せに生きる権利が備わっていることを理解することができる。(知性)
- ・ 互いの思いや願いを理解することで、人権を尊重し合う人間関係を築くことができる。(技能)

生かしたい児童

※本事例における「生かしたい児童」の文末にある【知性】、【技能】は、「人権教育の視点」との一貫性をもたせるという趣旨のもと記載しています。指導案作成の際に記載の必要はありません。

- ・ 児童Aは、社会事象に対して興味をもっている。「子どもの権利条約」のように、世界中のこどもたちを守ろうとする動きについても関心も高いことから、こども一人一人が権利の主体であることに学級全体が気付けるよう、本児の知識や考えを学習活動の中で生かしたい。【知性】
- ・ 児童Bは、洞察力が鋭く、相手の思いや願いを受け止めながら、自分の考えを伝えることができる。互いの人権を尊重しながら、よりよく生きていくための振る舞いについて考えたことを学級全体で共有できるようにしたい。【技能】

人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント

本時では、「こどもの人権」が尊重された雰囲気や環境を基盤に、児童の豊かな人間性を育み、人権意識を高めていくことが大切です。


本時においては、「子どもの権利条約」に掲げられている40条のうちの一部の内容を取り上げていますが、中学生の目標につなげるために、6年生の社会科の授業や学級活動等をとおしてほかの条項を取り上げるなど、更にこどもの権利についての理解を深められるよう指導することが大切です。

なお、こども間のいじめについては、引き続き、「直接的指導」において取り上げるとともに、学校の教育活動のあらゆる場面をとおして、いじめ問題の重大さと人権尊重の大切さを、こども一人一人が認識できるよう、全ての学校において徹底して取り組むことが重要です。

展開

このような特性のある児童生徒、いませんか？
【抽象的な表現を理解することが難しい】

特別支援教育の視点を踏まえた支援

	学習活動	・指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	資料・準備物
導入	<p>1 「子どもの権利条約」を読み、今の自分に関わりの深いと思う条文を確認し、本時については、第12条「意見を表す権利」について考えることを確認する。</p> <p>2 本時の学習課題を確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一人一人が大切にされ、みんなが安心して生活できる学級にするために、自分にできることを考えよう。</p> </div>	<p>・障がいのあるこども（第23条）、施設に入っているこども（第25条）等、学級に該当するこどもがいる場合は十分に配慮して扱う。</p> <p>◎「子どもの権利条約」をとおして、国際的にも権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益の考慮」などの考え方について知ることができるようにする。（知性）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎本時の活動全体をとおして、相手の気持ちや立場を理解し、差別や偏見に対する心の痛みを感じ取ることができるようにする。</p> </div>	<p>・日本ユニセフ協会 HP に示されている「子どもの権利条約」等</p> <p>日本ユニセフ協会 URL https://www.unicef.or.jp/crc/card/</p> 
展開	<p>3 みんなが安心して生活するために、必要なことを話合う。</p> <p>(1)安心して生活するために、自分がしてほしいことについて考えを整理し、伝え合う。</p> <p>(2)相手の話を聞いて、自分にできることを話し合う。</p> <p>(3)安心できる学級とはどんな学級かを考える。</p>	<p>◎安心して発言できる雰囲気づくりに努める。</p> <p>・自分の得意、不得意なこと等を思い浮かべ、それを行う際に他者からのどのような理解や援助があるとよいか、伝え合う。</p> <p>・双方向のやりとりができるように促す。</p> <p>・(1)、(2)の意見を踏まえ、「安心できる学級」とは具体的にどのようなことなのかを考えられるようにする。</p> <p>◎自分の願いを伝えたり、相手の思いを聞いたりすることで、互いの人権を尊重し合う関係づくりにつなげる。（技能）</p> <p>・安心できる学級は、「子どもの権利条約」に当てはまる権利が保障されていることを確認する。</p>	<p>・ワークシート</p> <p>・「子どもの権利条約」資料</p>
ふりかえり	<p>4 「安心して生活できる学級」にするために、自分がすることを決める。</p> <p>5 本時の活動を振り返る。</p>	<p>・話し合ったことをもとに、具体的な内容になるよう伝える。</p> <p>・自分の思いや願いを相手に伝えることで、互いに理解し合いながら、お互いの幸福のためにどうすべきかを考える態度の育成につなげる。</p>	

「意見を表す権利」を、分かりやすい言葉やイラスト（ユニセフ資料等）で説明しましょう。

話合いのルールを確認しましょう。

「相手の話を聞く」「相手の気持ちを考えて発言する」等

具体的な場面を設定しましょう。
「授業中」「休み時間」「行事」等

活動内容を具体的に伝えましょう。

「自分を知る」「自分がしてほしいことを考える。」等

みんなの意見を、モニターやタブレット、ホワイトボードなどに視覚的に分かりやすく示して共有しましょう。

※ 導入において、各学校で実施している学校生活に関するアンケート等の結果を提示し、「子どもの権利条約」の第12条に関連付けて、本時の課題への方向付けをすることも考えられます。

□ 枠は、共感的理解及び明るい展望について示しています。

補助教材・補助資料等

資料名	内容	URL	二次元コード
ちかごろよく聞く こどもの権利って!? (こども家庭庁)	こどもの権利について	https://www.cfa.go.jp/policies/childrights	
子どもの権利条約 (日本ユニセフ協会)	条約の内容や原則、締結国・地域、ユニセフの活動などについての紹介	https://www.unicef.or.jp/crc/	
子どもの権利を大切にする教育 先生のための実践ガイド (日本ユニセフ協会)	ユニセフの提唱する「子どもの権利を大切にする教育」についての活動の紹介	https://www.unicef.or.jp/crc/tools/	

みんなが安心して生活できる学級について考えよう

年 組 番 名前()

1. 安心して生活するために、周りの人にしてほしいことは何か、考えて書こう。

2. 級友の話を聞いて、自分ができることについて書こう。

3. 安心できる学級とはどんな学級なのか、自分の考えを書こう。

4. 「安心して生活できる学級」にするために、自分がすることを書こう。

インターネットによる人権侵害について考えよう

中学校第1学年 学級活動(2)エ

(人権課題)
インターネット上の
人権侵害

指導事例の説明

私たちの生活にインターネットは欠かせないものとなっている反面、使い方によっては生徒が人権侵害の被害者にも加害者にもなってしまう危険性が潜んでいます。

本事例は、生徒自身が相手の立場に立って考えたり、危険性を予測して行動したりするなどの力を育成する内容となっています。学級活動のほかには社会科（公民的分野）や総合的な学習の時間等での指導にも活用できます。

※本事例は、中学校学習指導要領特別活動における「(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の「エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」にあたります。

本時の目標

- ・ インターネットの危険性や弊害を理解するとともに、安全で安心な生活を送るためには、どのようにインターネットを扱えばよいか話し合い、意思決定することができる。

人権教育の視点

- ・ インターネットの使い方によっては、些細なことでも相手に誤解を生じさせ傷つける場合があることを理解し、相手の立場に立って心情を想像することができる。(感受性)
- ・ インターネットを利用するときには、危険性や弊害があることを予測し、適切な使い方を身に付け、お互いの人権を守ろうとする行動につなげようとする。(実践力)

生かしたい生徒

※本事例における「生かしたい生徒」の文末にある【知性】、【技能】は、「人権教育の視点」との一貫性をもたせるという趣旨のもと記載しています。指導案作成の際に記載の必要はありません。

- ・ 生徒 A は、友人の様子や気持ちを察して、友人に言葉をかけたり、手助けしたりすることができる。相手の立場について考える場面で、A の意見を全体の共有の場面で取り上げることで、学級全体の話し合いを深めたい。【感受性】
- ・ 生徒 B は、情報機器に詳しく、ICT を活用した学習に意欲的に取り組み、インターネットに潜む危険や弊害も理解している。正しい使い方を考える場面で、B の意見を学級全体に広め、考えを深める一助にしたい。【実践力】

人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント




安全で安心な生活のために、インターネットの正しい使い方について考えるという活動をとおし、生徒が「人権教育の視点」において述べた「相手の立場に立って心情を想像する」、「危険性や弊害があることを予測し、正しく使い方を身に付け、お互いの人権を守ろうとする」という実践力の向上を目指します。さらに、高校生の目標につなげていくために、「情報流通プラットフォーム対処法」の概要について紹介し、法によって人権が擁護されていることを知ると同時に、個別の人権課題に対する理解を一層深めます。

展開

このような特性のある児童生徒、いませんか？

【人前で話すことへの不安から、自分の考えなどを発表することが難しい】

特別支援教育の視点を踏まえた支援

	学習活動	・指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	資料・準備物
導入	1 事例1について考える。 2 学習課題を把握する。 インターネットの正しい使い方を考え、マイルールを決めよう。	・事例1の問題点を出し合い、インターネットの使い方について考える。 ◎グループで話し合う時には、被害者の立場になって考え、安易な書き込みが相手を深く傷つけることを、自分事のように捉えさせる。(感受性)	《事例1》  総務省：教材事例2-1「SNSやプロフなどのいじめ」P6 ・電子黒板 ・ワークシート
展開	3 事例2を見て、どこが問題なのかについて考える。 個人→グループ 4 話し合ったことを全体で共有し、インターネットの正しい使い方について考えを整理する。	・事例1のような限定的な身近な人とのやりとりだけでなく、SNSなどの公開範囲が広がった際のリスクについて考えさせる。 ・送信先、送信内容、情報の真偽、発信後の影響について考えさせる。 ・個人で考えた後に、グループや全体で意見交換をすることで、多面的・多角的に考え、インターネットを使う際にどのようなことに気を付けていきたいか考えを深める。 ◎互いの意見を尊重した話し合いができるよう机間指導をとおして支援する。	《事例2》  文科省教材 ・一人一台端末
ふりかえり	5 どのようなことに気を付けて生活していきたいか、今後の行動目標(マイルール)を決める。【意思決定】 6 本時の学習を振り返り、インターネットを安全に利用していくために、気を付けるポイントを確認する。また、「情報流通プラットフォーム対処法」について紹介する。	・ここまでの話し合いの意見などを生かして、目標はできるだけ具体的に設定するよう伝える。 ◎マイルールを決める際、相手の立場になって考えることで適切な使い方を理解し、自分の行動をコントロールできるように具体策を考えさせる。 ◎インターネットには危険性や弊害があるが、相手の気持ちを考えて正しい使い方をすることで、安全で安心な生活を送ることができる。(実践力)	・ワークシート 《情報流通プラットフォーム対処法》  総務省

意見の伝え方に選択肢があると良いですね。

(例)
 ・ペアで話す→グループで話す
 ・メモで伝え合う

「否定をせずに話し合う」など、ルールがあると安心できます。

発表手順に選択肢を設けましょう。

(例)
 ・端末の読み上げ機能を使う
 ・ホワイトボードやカードに記入して伝える
 ・端末に入力して伝える
 ・グループの友達に発表してもらう

みんなの意見を、モニターやタブレットなどに視覚的に分かりやすく示して共有しましょう。

枠は共感的理解及び明るい展望について示しています。

補助教材・補助資料等

【授業教材】

《事例1》総務省「インターネットトラブル事例集」事例2 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

出典：https://www.soumu.go.jp/main_content/000447507.pdf

《事例2》文部科学省「情報モラル教育ポータルサイト」

SNS などを使う「教材@思ったまま SNS に送信しただけなのに（小学校5年生～中学1年生）
（導入編）」

出典：<https://www.youtube.com/watch?v=xgFyqwzXYsU>

「情報流通プラットフォーム対処法」とは

SNS などの誹謗中傷・個人情報の拡散など、ネット上の権利侵害への対応を早く・確実にするための法律（2025年4月1日に施行）です。削除依頼に対して、大規模プラットフォーム（例：Youtube、X、LINE など※総務大臣が指定）は迅速に対応することが義務付けられています。

「インターネット上の違法・有害情報に対する対応（情報流通プラットフォーム対処法）」

出典：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html

【参照】

○文部科学省「情報モラル教育ポータルサイト」

<https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/>

○総務省「上手にネットと付き合おう」

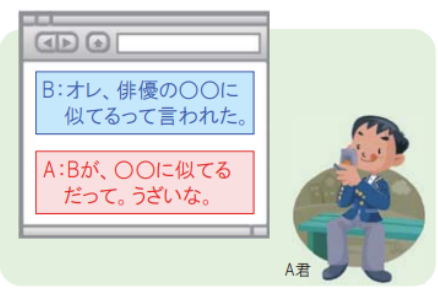
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/

インターネットや SNS との上手な関わり方について考えよう

年 組 番 氏 名 _____

《事例1について》


原因
SNSに悪口を書き込んでしまう



A君

SNSを利用していた小学6年生(男子)のA君。SNSには、多数の友達が登録されていました。ある時、A君は、冗談で友達B君の悪口をSNSに記入。B君には、見られないように設定していましたが、ほかの友達C君からB君に伝わりました。

結果
SNSでのケンカで学校に行けなくなる



B君 A君 C君

A君の書き込みに激怒したB君は、自分の日記にきつい言葉でA君への文句を書き込みました。それは、SNS上の友達にあつという間に広まりました。落ち込んでしまったA君は、学校に行けなくなりました。

SNS:ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service) プロフ:自己紹介(プロフィール)サイト

《事例2について》

1. 問題点は何ですか。

2. 問題を防ぐためには、どのようなことに気を付ければよいですか。

3. マイルールを考えましょう。

インターネットの使い方マイルール

4. 一週間を振り返ってみましょう。

部落差別（同和問題）について考えよう

中学校第3学年 社会科（公民的分野）

（人権課題）
部落差別（同和問題）

指導事例の説明

私たちの社会には、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に、結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりすることがあります。こうした差別の現状を正しく理解し、相手の立場に立って考えたり、歴史的背景や差別解消に向けた取組に目を向けたりすることは、差別のない社会を築くために重要です。

本事例は、部落差別（同和問題）について、生徒が自分にできることを主体的に考え、話し合い、表現する力を育成する内容となっています。また、授業の際には、力強く生き抜き、人権が尊重された社会の礎を築いたことに着目させるなど、明るい展望をもたせるようにすることが大切です。

※本事例は、中学校学習指導要領社会（公民的分野）「C 私たちと政治」における「（1）人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」にあたります。

本時の目標

- ・ 部落差別（同和問題）の原因や経緯、解消に向けた取組、課題等の追究をとおして、差別解消に向けて自分ができることについて考えることで、主体的に社会に関わろうとすることができる。

人権教育の視点

- ・ 身分制によって作られた差別意識が、現代においても依然として根強く残っていることで、様々な形の差別となって現れていることを理解することができる。（知性）
- ・ 結婚や就職等に際しての差別意識が今なお根強く残っているという問題や、インターネットを介した偏見や差別を助長するような情報の流布などの問題があることを押さえ、差別のない社会を築いていくためには、どのようなことが必要かを話し合い、表現することができる。（技能）

生かしたい生徒

※本事例における「生かしたい生徒」の文末にある【知性】、【技能】は、「人権教育の視点」との一貫性をもたせるという趣旨のもと記載しています。指導案作成の際に記載の必要はありません。

- ・ 生徒 A は洞察力があり、自分の考えを率先して発言することができる。全体共有の場で、生徒 A の発言を基に様々な形となって現れている差別の現状に触れることで、人権問題を正しく認識できる力を身に付けさせたい。【知性】
- ・ 生徒 B は、誰に対しても公平な態度で接することができる。話し合いの場で、生徒 B の考えを意図的に取り上げて全体に共有することで、互いの意見を尊重し合う雰囲気を作り、人間関係を築くための社会的な技能を身に付けさせたい。【技能】

人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント

高校生の目標につなげていくために、インターネットを介した差別情報の流布などの新たな人権問題が顕在化してきたことを確認することで、部落差別（同和問題）のみならず、インターネット上の人権侵害などの様々な人権問題に対する理解を深めます。また、部落差別（同和問題）のない社会を築いていくために必要なことについて主体的に考える活動を取り入れることで、部落差別（同和問題）に対する理解を一層深め、人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲と態度の育成につなげます。

展開

このような特性のある児童生徒、いませんか？
【学習の流れがつかみにくく、全体の見通しがもてない】

特別支援教育の視点を踏まえた支援

	学習活動	・指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	資料・準備物
導入	1 部落差別(同和問題)について確認する。 2 本時の学習課題を確認する。 部落差別(同和問題)の解消のために、必要なことは何か考えよう。	・部落差別(同和問題)について知っていること、分からないことを全体で共有する。 ・共有した事項をもとに、本時の学習課題を設定する。	
展開	3 部落差別(同和問題)について調べるための視点について確認する。 例:「差別の原因」、「歴史的背景」、「解消に向けた取組」、「差別の実態」 4 確認した視点で、部落差別(同和問題)について追究する。 (1) 資料②を見る ↓ (2) 視点を基に調べる(教科書、インターネット等) ↓ (3) 調べた内容を書く 5 追究内容を共有し、自分たちにできることについて話し合う。 (1) 全体で共有する ↓ (2) 資料③を見る ↓ (3) 解決策を話し合う	・差別の原因や経緯、解消に向けた取組、課題等について確認することで、次時以降に扱う内容につなげる。 ・小学校の既習事項をもとに、共通点や内容に触れることで、様々な視点があることに気付かせる。 ・教科書の資料等を提示し、部落差別(同和問題)の実態について具体的に把握しやすくすることで、差別の実態に迫り自分事として捉えやすくする。 ・インターネットには誤った情報や偏った情報が存在していることに注意する。 ◎資料を基に、特定の地域出身や住んでいる場所を理由に、今でも差別を受けている現状について、共感的に理解できるようにする。 ◎追究内容を全体で共有した後、グループで話し合わせる。(知性) ◎お互いの意見を尊重した話し合いができるようにする。 ・途中で資料を提示し、識別情報の摘示等が身近な問題であることを再度認識させることで、解決に向けた意欲を高めさせる。 ◎インターネットを介した差別情報の流布などの問題があることを押さえ、差別のない社会を築いていくために必要なことについて、意見の共有を行う。(技能)	・資料①(令和7年度学習教材「人権の窓」戦後の取組スライド2,3,6,7,8,9,15,16) ・資料②(「部落差別(同和問題)を解消しましょう」の啓発動画「誰か」のことじゃない。(部落差別(同和問題)編)2分14秒まで) ・一人一台端末 ・資料③(「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件【識別情報の摘示】」)
ふりかえり	6 本時の学習を振り返る。	・本時の振り返りとして、学習課題について自分の考えをまとめ、全体で共有する。 ◎具体的で前向きな意見を取り上げ、それらを整理・価値づけすることで明るい展望をもてるようにする。	

本時の活動の流れを視覚的に分かりやすく示します。また、本時のゴールを伝えることで、見通しをもてるようにしましょう。

- (例)
1. 部落差別について
 2. 課題確認
 3. 調べてみよう
 4. 話し合い
 5. ふりかえり

活動内容の説明は短い言葉で具体的に示すと良いでしょう。

「調べる」「話し合い」について活動の流れを簡潔に示しましょう。

- (例)
- ・視点を選ぶ
 - ↓
 - ・調べた内容を書く
 - ↓
 - ・共有する
 - ↓
 - ・解決策を話し合う

ワークシートは活動の流れに合わせた形式のものを準備しましょう。

みんなの意見を、モニターやタブレット、ホワイトボードなどに視覚的に分かりやすく示して共有し、達成感をもてるようにしましょう。

□ 枠は、共感的理解及び明るい展望について示しています。

資料① 「令和7(2025)年度学習教材 『人権の窓』 戦後の取組」

出典：栃木県ウェブサイト（ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/jinken-mado07.html> ）



資料② 「部落差別（同和問題）を解消しましょう」

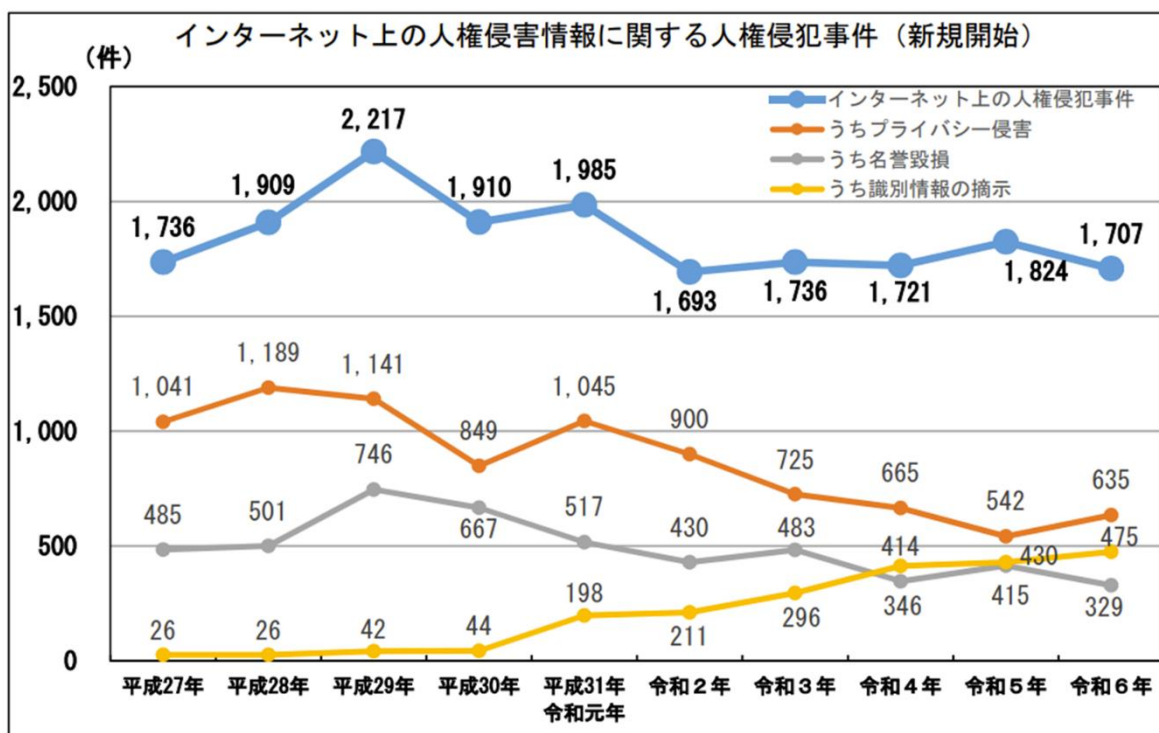
啓発動画 「誰か」のことじゃない。（部落差別（同和問題）編）

※2:15～ 学習活動5の答例が表示されます。

出典：法務省ウェブサイト（ https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html ）



資料③ 「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件」



出典：「令和6年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～」

法務省ウェブサイト（ <https://www.moj.go.jp/content/001436208.pdf> ）



令和7年3月に法務省人権擁護局から示された資料では、令和6年において、識別情報の摘示事案が475件になるなど、年々件数が増加している状況がうかがえる。

この「識別情報の摘示」には、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘するものが含まれる。

部落差別（同和問題）に基づく偏見や差別意識は今なお残っており、インターネット上でも、特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿や、その地域に関係のある人々に対する誹謗中傷や差別的な内容の投稿が問題となっている。

社会科 ワークシート例

年 月 日 () 校時

年 組 番 氏名 _____

1. 部落差別(同和問題)について知っていることを書き出そう。

2. 本時の学習課題を確認しよう。

3. 部落差別(同和問題)を調べるための視点を確認して整理しよう。

4. 視点を基に部落差別(同和問題)について調べ、簡単にまとめよう。

5. 部落差別(同和問題)の解消に向けて、自分ができるところを書こう。

※参考になった級友の意見をメモしよう。

6. 本時のふりかえりとして、学習課題に対する自分の考えを書こう。

拉致問題について考えよう

中学校第3学年 社会科(公民的分野)

(人権課題)

北朝鮮当局によって
拉致された被害者等

指導事例の説明

北朝鮮当局による日本人拉致問題について、日本政府は法律を整備し、実態の解明やその抑止に取り組んでいます。本指導事例は、拉致問題に対する生徒の認識を深めるために、問題の現状を正しく理解し、どのような人権が侵害されているのかについて考察する内容となっています。また、拉致被害者家族が苦悩の中においても、希望を失わずに解決に向けて活動し続けていることや「拉致問題に関する中学生サミット」に触れるなど、様々な立場から拉致問題について考える機会となるよう授業を展開します。なお、アニメ「めぐみ」のフルバージョンを使用する場合は2単位時間扱いで、短縮版を使用する場合は1単位時間扱いで実施することを想定しています。

※本事例は、中学校学習指導要領社会(公民的分野)「C 私たちと政治」における「(1)人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」にあたります。

本時の目標

- ・ 北朝鮮当局による日本人拉致問題によって、どのような人権が侵害されたのかについて考察することをとおして、拉致問題が重大な人権侵害であることを知るとともに、基本的人権について理解する。

人権教育の視点

- ・ 動画の視聴をとおして、自由に生きる権利や家族とともに生活する権利など、人間としての尊厳が奪われるとはどのようなことかについて理解することができる。(知性)
- ・ 拉致問題という人権侵害の事例を基に、日常生活においても人権が脅かされる可能性があることに気付くとともに、世界人権宣言など人権保障に関する文書等から人権侵害を捉える視点を養うことができる。(判断力)

生かしたい生徒

※本事例における「生かしたい生徒」の文末にある【知性】、【技能】は、「人権教育の視点」との一貫性をもたせるという趣旨のもと記載しています。指導案作成の際に記載の必要はありません。

- ・ 生徒 A はさまざまな立場から考察した上で発言することができる。どのような人権が侵害されたのかを追究する場面では、生徒 A の発言をもとに拉致被害者家族の苦悩等について全体で共有することで、人権問題を多角的に認識できる力を身に付けさせたい。【知性】
- ・ 生徒 B は、根拠を示した上で発言することができる。世界人権宣言をもとに考察する場面において、当てはまる条文について理由まで示し、まとめさせることで、論理的に人権侵害について判断できる力を身に付けさせたい。【判断力】

人権教育の目標を踏まえた次の発達段階につなげるポイント

高校生の目標につなげていくために、拉致されたことによって侵害された人権が、世界人権宣言のどの条文にあてはまるのかについて確認することで、拉致問題が国際社会においても重大な人権侵害であることを確認します。また、同年代の生徒が拉致問題について真剣に考えている様子を視聴することをとおして、主体的に人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲と態度の育成につなげます。

展開

このような特性のある児童生徒、いませんか？
【学習の見通しがもてないことで、消極的になってしまう】

特別支援教育の視点を踏まえた支援

	学習活動	・指導上の留意点 ◎人権教育上の配慮	資料・準備物
導入	1 拉致問題について確認する。 2 本時の学習課題を確認する。 拉致問題によってどのような人権が侵害されたのか考えよう。	・拉致問題について知っていること、分からないことを全体で共有する。 ・共有した事項をもとに、本時の学習課題を設定する。	・ワークシート
展開	3 アニメ「めぐみ」を視聴し、拉致問題について考える。 (1)人権が侵害されていると感じた場面について共有する。 (2)共有した場面を中心に、拉致問題による人権侵害は、世界人権宣言の条文のどこに当てはまるのかについて考察する。 (3)考察した内容について、全体で共有する。 4 動画を視聴し、「拉致問題に関する中学生サミット」について知る。	・人権が関係しそうな場面をももしながら視聴させる。 ・学習した基本的人権の内容を必要に応じて確認しながら共有を図る。 ◎ 拉致被害者家族の立場からも考察することで、拉致問題について複数の立場から理解できるようにする。(知性) ・考察したことが正しいかどうかではなく、なぜそのように考えたのかについて考えさせる。 ◎ 世界人権宣言と照らし合わせることで、国際社会においても拉致問題が人権侵害にあたることを確認する。(判断力) ◎ お互いの意見を尊重した話し合いができるようにする。 ◎ 日常生活を奪われた人とその家族の苦悩や、解決に向けて努力をし続ける人たちの思いに共感させる。 ・同年代の生徒が拉致問題について真剣に考えている様子を視聴することをとおして、自分たちにも関係する問題であるという意識を高める。	・資料① アニメ「めぐみ」または「めぐみ」短縮版 ・資料② 世界人権宣言 ・資料③ 「拉致問題に関する中学生サミット」動画
ふりかえり	5 本時の学習を振り返る。 「拉致問題」と「人権」の語句を使用して、本時の学習課題に対する自分の考えをまとめよう。	・本時のふりかえりとして、学習課題について自分の考えをまとめ、全体で共有する。 ◎ 具体的で前向きな意見を取り上げ、それらを整理・価値づけをしたり、国の取組を紹介したりすることで、明るい展望をもてるようにする。	

学習の見通しをもてるようにするため、本時の活動の流れを視覚的に分かりやすく示しましょう。

- (例)
1. 拉致問題について
 2. 課題確認
 3. 動画を見よう①
 4. 話し合い①
 5. 世界人権宣言から考えよう
 6. 話し合い②
 7. 動画を見よう②
 8. ふりかえり

説明は短い言葉で具体的に示すようにしましょう。

「話し合い」は、ペアや少数から始めると、話すことが苦手な生徒も安心して参加できます。

ワークシートは活動の流れに合わせた形式のものを準備しましょう。

みんなの意見を、モニターやタブレット、ホワイトボードなどを使って共有することで、全員が参加しているという状況をつくるようにしましょう。

枠は、共感的理解及び明るい展望について示しています。

補助教材・補助資料等

資料① アニメ「めぐみ」

出典：あしたの暮らしをわかりやすく 政府広報オンライン

([北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」 | 政府広報オンライン](#))

([北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」短縮版 | 政府広報オンライン](#))

資料② 世界人権宣言

出典：法務省ウェブサイト ([世界人権宣言 \(仮訳文\)](#))

資料③ 「拉致問題に関する中学生サミット」動画 【「会いたい」篇】【メイキング・ムービー】

出典：「北朝鮮による日本人拉致問題」 内閣官房拉致問題対策本部事務局

([北朝鮮による日本人拉致問題](#))

年 月 日 () 校時

年 組 番 氏名 _____

学習課題 「拉致問題によってどのような人権が侵害されたのか考えよう」

1. 動画を視聴しながら、人権が関係していると思った場面をメモしよう。

2. 動画内における人権侵害の場面が、世界人権宣言の条文のどこに該当すると思うか書き出そう。

- ※参考になった級友の意見をメモしよう。

3. 本時のふりかえりとして、「拉致問題」と「人権」の語句を使用して、学習課題について自分の考えをまとめよう。



令和7(2025)年度人権に関する作品コンクール
イラストの部 入賞作品
『君の人権の色』
宇都宮市立清原中学校 毛川 ほのは さん